

「今後のＩＣＴ分野における国民の権利保障等の在り方を考える
フォーラム」のアジェンダ設定について

平成 22 年 1 月 21 日
濱田 純一

- (1) 第 1 回会合における議論を踏まえ、当面の優先課題として、放送・報道の自由を守る「砦」に関する検討に対象を絞ることとしてはどうか。具体的な検討項目案は、次のとおり。（第 1 回会合における発言者名を追記）
- ① 放送事業者による自主的取組について
 - ・コンプライアンス体制の現状と評価（郷原構成員）
 - ・これまでの活動状況への評価（羽石構成員）
 - ② 業界の自主的規制機関であるＢＰＯの現状と評価
 - ・これまでの活動状況への評価（楠構成員）
 - ・ＢＰＯがカバーできない問題への対応（五代構成員）
 - ③ 行政による対応の現状と課題
 - ・放送に係る行政機関に関する過去の経緯（児玉構成員）
 - ・第三者的な監視組織の必要性及び課題
（業務内容とその運営の政治的中立性や公正性の担保、立法機関との関係、既存の審議会や政府全体の評価機関等との関係等）
（宇賀構成員、黒岩構成員、中村構成員、根岸構成員）
 - ④ 受信者の権利保障に係る枠組みの現状と課題（訂正放送制度など）
 - ⑤ 上記①～④についての諸外国の状況、国際比較
- (2) 第 1 回会合でアジェンダ(案)として提示された「コンテンツを含む知的財産等に係る推進の在り方」については、国民の権利保障の観点から、「放送に対する地域や市民のアクセス機会の拡大等を通じて、ヒューマンバリューを向上させる方策」に当面検討対象を絞ることとしてはどうか。具体的な検討項目案は、次のとおり。

① これまで情報（放送）の受け手だった国民が自ら発信する側となるための仕組み（いわゆるパブリック・アクセス）（深尾構成員、孫オブザーバ）

② 諸外国の状況（先進的な取組事例等）

（注） 具体的なコンテンツ振興策については、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース・国際競争力強化検討部会」において今後議論される予定となっているが、必要に応じて情報共有、連携を図ることとしてはどうか。

（3） その他の論点については、放送・報道の自由を守る「砦」に関する議論や他の会合等における検討の状況を踏まえ、別途検討・判断することとしてはどうか。

〔参考〕

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数（ホワイトスペース）の活用（孫オブザーバ）については、総務省の「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」において議論が行われているところ。

（4） 上記を踏まえ、次回以降のヒアリングについては、以下のとおり進めることとしてはどうか。

第1回

- ① 受信者の利益増進に係る国内外の事例等について[1]（音構成員）
- ② 放送事業者による自主的取組について（NHK、民放）
- ③ 業界の自主的規制機関であるBPOの現状と評価（BPO）

第2回

- ④ 行政による対応の現状と課題（宍戸構成員）
- ⑤ 受信者の利益増進に係る国内外の事例等について[2]
（消費者団体代表、中村構成員等）

第3回（予備）